

令和2年度 幸田町特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が平成28年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

なお、イノシシと交雑したイノブタについても、本計画の対象とする。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3 管理すべき区域

本計画に基づき保護管理すべき対象区域は、特定計画に基づき本町内全域とする。

4 イノシシをめぐる状況

（1）現状

① 分布域及び生息数

愛知県の調査によると平成27年度のイノシシの分布域は、図1に示すとおり県東部の山間地全体に渡っており、西方向や南方向へ広がっている。また、イノシシは高い繁殖力を持ち、増加率が極めて高いこと、県内捕獲数が増加していることから、現在の県内生息数は増加していることが予測される。町内においても岡崎市及び蒲郡市の生息地と隣接する北東部から南東部にかけての山間地に及び、生息数は図2に示すとおり増加傾向にある。また今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が拡大する恐れがある。

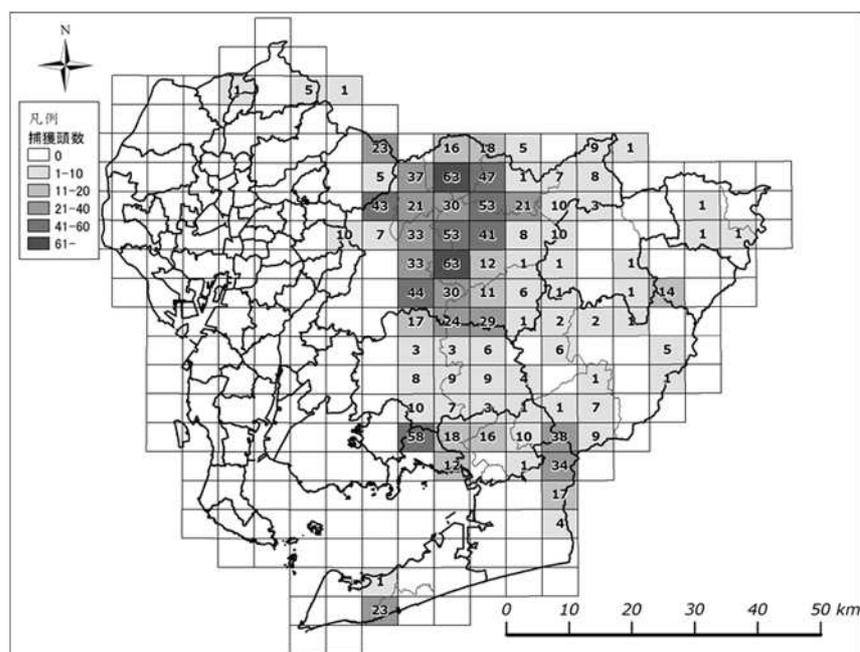


図1 分布状況（アンケート調査）

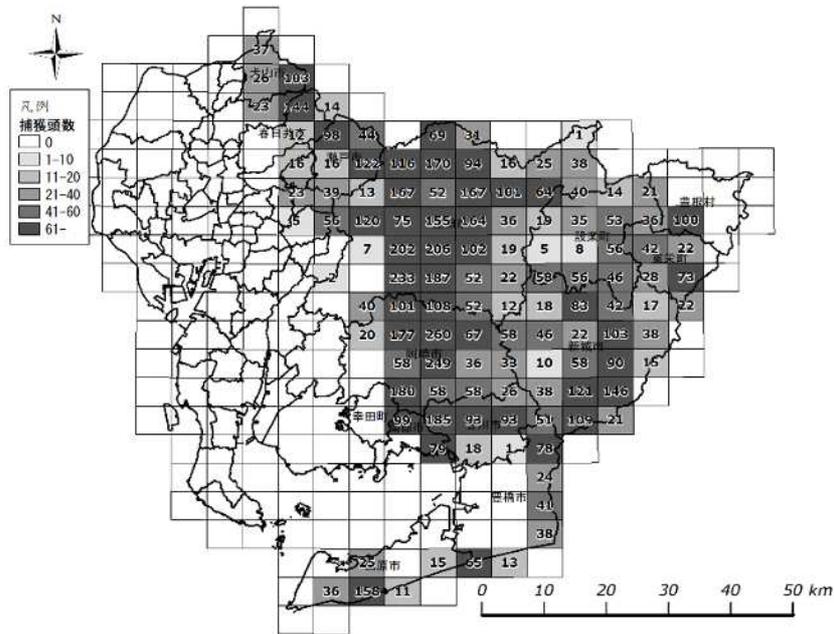


図4 平成30年度イノシシの許可捕獲分布図 (出典 愛知県環境局自然環境課資料)

表1 町内の許可捕獲実績 (個体数調整) (単位: 頭)

平成29	平成30	令和1	合計
98	79	59	236

※令和1年度は4月から12月の実績

③ 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林である。町内の森林の内訳を表2に示す。

かつて里山地域における農林業及び狩猟が盛んな時代には、里山地域が人の生活圏とイノシシの行動圏との境界域となり、人とイノシシの棲み分けが成り立っていた。しかし近年、里山の利活用の機会が減少するにつれ、イノシシはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、竹林等イノシシにとって栄養価の高い食物(農作物、ミミズ、タケノコ等)が豊富に存在する。里山はイノシシにとって好適な生息環境となりつつある中、本町においても里山に恵まれ、耕作放棄地の発生や竹林の拡大が見られる状況であり、今後里山での個体数の増加、更には里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。

表2 平成30年度樹種別・林種別面積 (単位: ha)

町面積	森林総数	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		(再掲)							
						人工林	天然林	人工林	天然林				
5,672	2,421	886	36.6%	1,397	57.7%	711	29.4%	1,571	64.9%	88	3.6%	48	2.0%

(出典 愛知県農林基盤局林務部林務課)

④ 農業被害

対象地域における平成 28 年度から平成 30 年度までの農作物被害状況を表 3 に示す。

表 3 農作物被害状況（平成 28～30 年）

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
4.2	41	6,841	3.7	39	6,556	5.1	43	6,935

5 管理目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

① 順応的管理

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数推定や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、図 5 に示す PDCA サイクルに沿って進める。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲目標についても PDCA サイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すこととする。

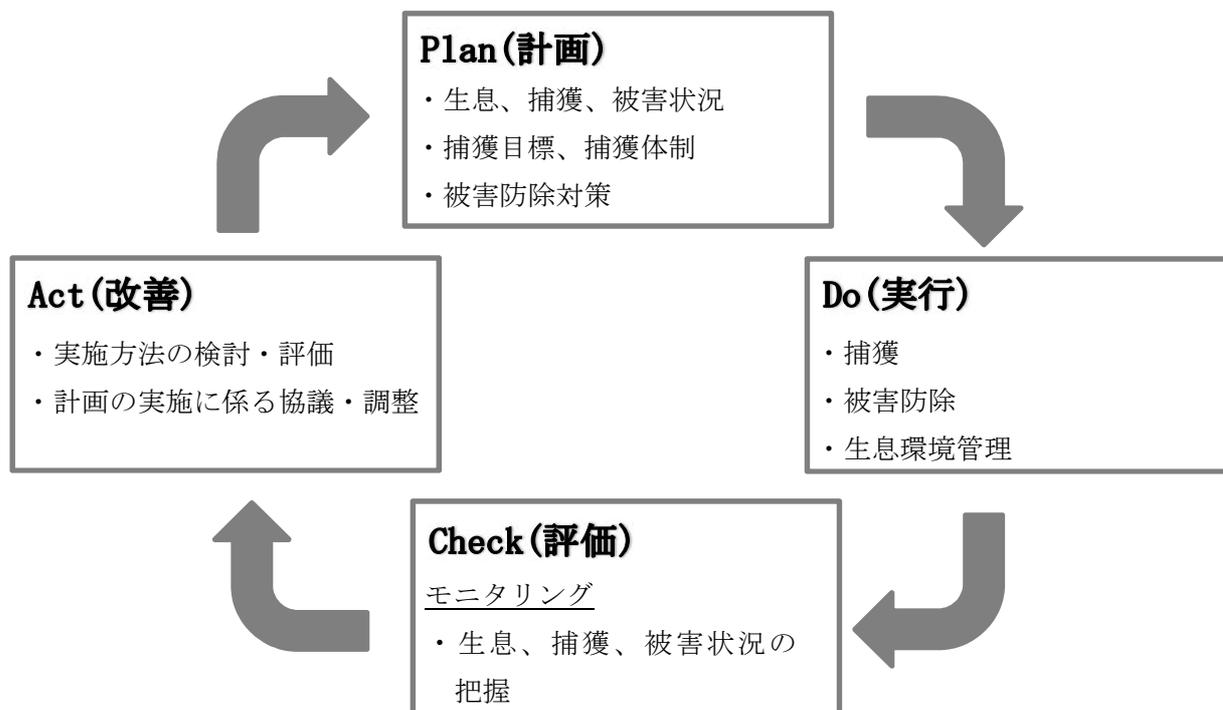


図 5 順応的管理（PDCA サイクル）

② エリア管理

イノシシの分布域の拡大や生息数の増加による被害の増加を防止するため、イノシシの生息状況、地形、土地利用状況、農林作物の被害状況等を踏まえて、「地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る**重点管理エリア（高密度エリア）**」と「分布域の軽減に重点を置く**管理エリア（中密度エリア）**」と「人為に導入された個体を対象とした**根絶エリア**」の3種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。

幸田町は、分布域の軽減に重点を置く**管理エリア（中密度エリア）**に区分される。

表4 管理エリア（中密度エリア）

エリアの目標		管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
（中密度エリア） 管 理 エ リ ア	<ul style="list-style-type: none"> ・分布域の縮減 ・農業被害の未然防止又は減少 ・生息密度の低減 	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。	エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の実施。	生息、捕獲、被害等の状況把握をし、評価・検討を行う。

6 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

捕獲方法については、比較的山が浅く山菜採り、散策等で人の出入りの頻度が高い状況から銃の使用が危険であること、及び令和1年度までの捕獲実績を考慮して、捕獲檻の使用を主とした捕獲を推進する。

過去の捕獲実績、令和2年度の捕獲目標を表5に示す。

表5 捕獲数

年度	H29年度			H30年度			R1年度(見込み)			R2年度(計画)		
	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計	狩猟	個体数調整	合計
幸田町	47	98	145	33	79	112	30	100	130	30	160	190

(2) 狩猟者の確保

狩猟者の減少、高齢化等が進んでいることから、本町では平成 27 年度より狩猟免許取得支援事業を開始し、狩猟免許取得に係る経費を補助することで、新たな捕獲の担い手の増加を図る。また、狩猟免許制度のPRに努め、年 2 回の狩猟免許試験や狩猟講習会等の周知を徹底する。

(3) 農林地対策・生息環境管理

被害を防除するためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、被害防除対策及びイノシシの誘引要因の除去は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める。

① 防護柵の設置

本町では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置に対して平成 22 年度より町補助制度を開始しており、山麓の農地を中心に設置が進み、被害防止の効果を挙げている。また、平成 27～29 年度で国事業に取り組み、幸田町鳥獣害対策協議会による大規模な防護柵の設置を実施した。現在は、当協議会により防護柵の維持管理及び追加設置を実施しており、今後も継続していく。

② 生息環境の整備

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

ア 森林環境の改善

適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図ることで、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

イ 誘因物の除去

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

(4) モニタリングの実施

野生のイノシシやそれを取り巻く自然環境においては未解明な点も少なくない。順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や農業被害状況等についてのモニタリングにより評価・検討を行う。

7 被害防除対策の評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等防護柵の設置、環境管理とし草刈り等が各々の地域の状況に応じて実施されている。

わなによる捕獲は効果があると考えられる。また、防護柵については、地域により差はあるものの効果があると考えられる。

表6 イノシシの被害防除対策の評価（平成29年度）

市町村	捕獲対策		防除対策		環境管理	
	銃	わな	電気柵	金属柵 ワイヤーメッシュ	草刈	未収穫農作物の回収等
幸田町	—	○	—	○	—	—

◎：かなり効果あり ○：効果あり —：不明等

表7 イノシシの被害防除対策の実施量及び実施計画

市町村	実施年度	捕獲数（頭） ※個体数調整のみ		防除対策（m）		環境管理	
		銃	わな	電気柵	金属柵 ワイヤーメッシュ	草刈	未収穫農作物の回収等
幸田町	H30実績	0	79	0	601	—	—
	R1見込	0	100	実施中	実施中	—	—
	R2計画	0	160	計画中	計画中	—	—

8 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

① 計画作成体制

町を中心として各関係者が協議して、実施計画を作成する。関係者としては、農林業者の代弁者（農協、農林業者の代表）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県、町）及び地域住民等とする。

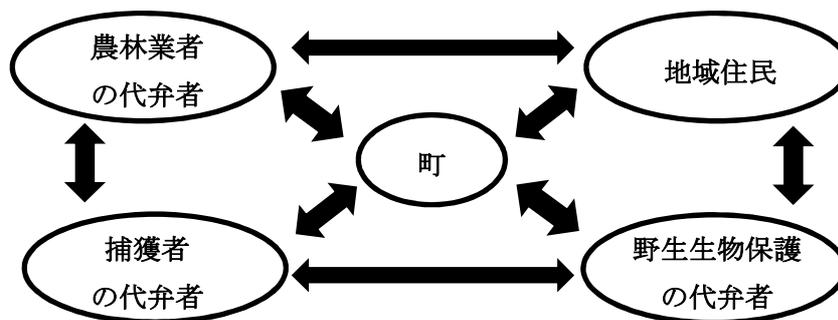


図6 計画作成の協議イメージ

② 状況の把握収集体制

ア 被害状況

・農林業被害

農協、生産組合等へのアンケート調査を実施する。

・生活環境被害

地域住民、町、県、警察、消防署等が状況を把握し、町へ連絡する。

・生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、町等が状況を把握し、町へ連絡する。

イ 捕獲状況

・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県へ提出する捕獲状況報告の内容を県が町へ連絡する。

・個体数調整による捕獲

町が実施する個体数調整を集計し、町が把握する。

ウ 生息状況

県が実施する生息状況調査に加え、狩猟者が県へ報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県が町へ連絡する。さらに町は、地域の方々ほか山菜採取、散策等で地域に入る人の目撃情報も収集し、これらも加味して状況を把握する。

③ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要に迫られている。町は引続き猟友会との連絡体制を保持する。

また、幸田町鳥獣害対策協議会において、捕獲に対する報償金を交付し、捕獲数の増加を目指す。

④ 環境管理体制

草刈り、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、イノシシを寄せつけない環境管理は被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

⑤ 被害防除体制

地元区、農業生産組合等との連携により防護柵の有効な設置を推進する。

⑥ 生息環境整備体制

県、町による森林の管理にあたっては、間伐の実施等、野生生物の生息環境の整備に配慮した方法で事業を行う。

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、町内各地域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

(3) 関係機関との連携

県の個体数調整、狩猟規制等を所管する環境部局と農業被害防止対策について所管する農林水産部局・隣市・農協などの関係機関との連携を図り対策を進めるものとする。

(4) 捕獲等に伴う事故・違反の防止

狩猟者に対して、安全な狩猟や狩猟マナーの向上のための普及啓発を行う。また、警察と連携して取締りを実施し、事故や違反の防止に万全を期す。

(5) 計画の評価

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実績報告をもとに、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 ※1 において協議、愛知県特定鳥獣管理検討会 ※2 において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

※2 愛知県特定鳥獣管理検討会：学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者からなる組織